令和７年４月

イメージデータで提出可能な添付書類

（申請・届出等（納税関係））

イメージデータ（PDF 形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、令和７年４月１日現在の法令に基づくものです。

○　添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項　○

「収支の明細書」、「財産目録」など、電子データ（XML 形式）により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「利用可能手続（申請・届出等）納税関係」でご確認ください。

手続の名称	添付書類の名称
震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合における納税の猶予の申請 （国税通則法第 46 条第１項、第 46 条の２第１項） （国税通則法施行令第 15 条第１項、第３項）	①　猶予該当事実があることを証する書類 ②　所得税徴収高計算書又は国際観光旅客税の計算書（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合） ③　登録等の事実を明らかにする書類（登録免許税の猶予を申請する場合）
納税の猶予の申請（災害、盗難等の事実に基づきその国税を一時に納付することができないと認められるとき） （国税通則法第 46 条第２項、第 46 条の２第２項） （国税通則法施行令第 15 条第１項、第３項、第 15 条の２第３項第１号）	①　猶予該当事実があることを証する書類 ②　所得税徴収高計算書又は国際観光旅客税の計算書（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合） ③　登録等の事実を明らかにする書類（登録免許税の猶予を申請する場合）

手続の名称	添付書類の名称
納税の猶予の申請（被災者の納期限未到来の国税に係る納税の猶予期間内に災害を受けたことにより猶予した金額の納付ができないとき） （国税通則法第 46 条第２項、第 46 条の２第２項） （国税通則法施行令第 15 条第１項、第３項、第 15 条の２第３項第１号）	①　猶予該当事実があることを証する書類 ②　所得税徴収高計算書又は国際観光旅客税の計算書（納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合） ③　登録等の事実を明らかにする書類（登録免許税の猶予を申請する場合）